

開 会

○山本国土計画局総務課長　それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第16回計画部会を開催させていただきたいと思っております。

私は、国土計画局総務課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、例によりまして、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに原則公開とすることとし、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

次に、議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

座席表、議事次第に続きまして、資料1といたしまして計画部会委員名簿。

続いて、資料2-1と2-2ということで、国土利用計画改定の基本的考え方について（案）と、第4次国土利用計画の構成（案）。

それから資料3-1、3-2といたしまして、警察庁の説明資料。

資料4-1、4-2といたしまして、外務省説明資料。

資料5といたしまして、計画部会の検討スケジュール（案）をつけてございます。また、その後に参考資料を1から5までおつけしております。

以上の資料につきまして、不備がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、以後の議事は部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森地計画部会長　どうもお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をご覧くださいと思いますが、本日の議題は、（1）国土利用計画に関する調査審議、（2）各省庁ヒアリング、（3）その他の3点でございます。

議 事

（1）国土利用計画に関する調査審議

それでは、議事に入らせていただきます。

本日冒頭1時間は、国土利用計画の論点整理の審議をお願いしたいと思います。国土利用計画につ

いては、専門的に調査されてきた持続可能な国土管理専門委員会の委員長であります小林委員より議論のポイントをご説明いただき、その次に事務局からご説明をお願いいたします。

それでは、小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員　それでは、私から、簡単にポイントだけご説明させていただきます。資料としては、ただいまご説明いただきました資料の参考資料のほうです。参考資料1、かなり後ろのほうですが、参考資料の一番上にございます参考資料1というチャート状になっている資料をご覧いただきたいと思います。

ここに改定のポイント（案）がチャートで示されております。大きく背景として、ここに書いてございますように、我々この計画部会でもいろいろ議論しておりましたが、人口減少社会の到来、あるいは、それに伴う市街地形成圧力の低下。しかし、一方、いろいろ数量の上で検討してみますと、一定の土地利用転換が相変わらず発生していると。その起因するところは、どうも我々の部会で議論した多選択社会というところに起因しているところが多分にあるのではないかなというような情勢変化を読み取っております。その上で、国土利用状況の諸課題ということで、国土利用の質的問題が大きくクローズアップされる可能性が出てきています。

それから、国内だけではなくて、東アジアの経済成長に伴う様々な問題が出てきて、それが国土利用に反映されてくる必要がございます。更に、大きくは地球温暖化の影響も当然ございます。国内的には、国土の管理水準の低下という問題が大きくあるのではないのでしょうか。

そのような背景を睨んだ上で、これからの新たな国土利用計画としては、その大きな括弧に書いてございます下2段、従来は旺盛な土地利用転換が起こっていたので、その旺盛な国土利用転換を国土利用計画としてどのように調整していくかというようなことが大きなねらいでございましたが、これからはそうではなくて、より持続可能な国土管理、この考え方については、後ほど事務局から細かくお話がございますので、持続可能な国土管理の考え方によって、単に受け身的に、土地利用転換されるから、それを調整するのではなくて、能動的に国土を管理していくという考え方が必要ではないかという考え方に立とうと。

それを細かく2つのポイントに分けて考えますと、以下にございますように、ポイント2つで表現出来るのではないのでしょうか。

1つは、従来の国土利用というのは、基本的に量的な調整と、それから地目ごと、都市とか、あるいは農地とか、都市的土地利用とか、林地とか、そういう地目ごとの質的向上を目指してございましたが、今後は次世代へ引き継ぐ「持続可能な国土管理」へ向けて、総合的な土地利用計画を考える必要があるのではないかというのが第1点でございます。

第2点が、下にございますように、繰り返しますが、地目ごとの質的向上を目指していくのではなくて、横断的・総合的、双方向的な「持続可能な国土管理」を展開するために、新たに3つの観点、「安全・安心」「循環・共生」「美しさ」という3つの観点を導入して、地目横断的・総合的・双方向的に国土管理を展開していく必要があるのではないかという2番目のポイントを観点として出したわけでございます。

以上の2つのポイントをベースに、今後、国土利用計画を考えていくということでございますが、その内容については、事務局から詳細にご説明がございましたので、お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○国土計画局深澤計画官　それでは、私から資料の説明を引き続きさせていただきたいと思ます。

国土利用計画の本日の論点などにつきまして、資料1、2がございしますが、その前に、国土利用計画については、馴染みの少ないところも若干あると思われまますので、国土利用計画の参考情報としまして、基礎的な情報につきまして、参考資料でもう一遍ご説明させていただきたいと思ます。参考資料は後ろのほうについておりますけれども、参考資料1、2、3、4、5がございしますので、これをまずお手元に出していただけますでしょうか。

参考資料の1は、小林委員長から今ご紹介のあったものでございします。

それから、参考資料2は、横長のA4の紙でありますけれども、国土利用計画と他の諸計画との関係でございします。これまで計画部会におきまして、主として国土形成計画につきまして審議してきていただいておりますけれども、それと対をなす国土利用計画の法制度の枠組みでございします。このように、国土利用計画が三階建てでありまして、全国、県、市町村。これで、国土審議会におきまして調査・審議していただきますのは、全国計画についてでございします。

それから、全国計画の意味合い、法制度上の機能でありますけれども、1つは、左側にいきまして、国土利用計画法体系の中で土地利用基本計画というのものがあり、更に、その土地利用基本計画に即して、都市計画法ですとか、農振法などが運用されるということがございします。それから、地価が非常に高騰するような場合には、土地取引の規制というふうなところにも及んでくるということでございします。

それから、右側にいきますと、今度は全国計画が国の国土利用に関する各種計画、これは当然国土形成計画も含まれますけれども、このような計画に対して基本となるものであるということでございします。

それから、全国計画は都道府県計画と無関係につくられるわけではありまませんので、知事なり、そ

れから、間接的には市町村長の意見を反映した計画になってくるということで、国土利用計画体系の中におきます基本ともなる、3つの大きな機能があるということでもあります。

それから、先ほども申し上げましたとおり、土地利用計画などを通じて、実際の都市計画法等に国土利用計画の意図を反映させる位置に存在しているということでもあります。

それから、国土利用計画法の中におきまして、環境保全につきましては、これは環境大臣と共同で事務を行うということをございまして、後ほど見ていただきますけれども、国土利用計画の冊子には環境省という名前も当然入ってくるということをございます。

それから、全国計画を基本として、県の計画が出来、それから市の計画が出来るということでもありますけれども、市町村計画レベルになってまいりますと、具体的な土地利用についての住民の皆さんの合意形成、あるいはマスタープラン機能というものも非常に重要になってくるということをございます。

このような体系の中におきまして、国土利用計画というものを、その今日的な意義を捉えて、それについて十分に検討していかなければいけないということをご紹介したいと思います。

それから、参考資料3でございますけれども、これは、これまでに3次にわたりまして国土利用計画が策定されてまいりました。これにつきまして、その概要をここにご紹介しております。

国土利用計画法そのものは、昭和49年に当時の土地対策の重要性などに鑑みて制定されたものでありまして、直ちに第1次、第2次、第3次というふうに展開してまいりました。キーワードですけれども、旺盛な土地需要ですとか、その需要の調整、それから、土地利用の転換について、計画的な調整を図りながら慎重に行うというふうなことですとか、利用区分別の面積目標が示されて、それがこれまで踏襲されているというものが第1次計画のポイントです。

それから、第2次計画でありますけれども、85年、これは折しもプラザ合意の年で、四全総が出来たり、あるいは、80年代後半の地価高騰に先立つようなときに策定されたものでありますけれども、土地の需要圧力が全体としては弱まるというような認識のもとに、質的な向上というものもここで導入されたわけであります。

それから、第3次計画ですけれども、95年に神戸の震災がありましたけれども、五全総「21世紀のランドデザイン」が98年であります。このような時代背景のもとに3次計画が策定されて、経済社会活動の安定的な拡大などの認識のもとに、安全、自然と共生、美しいゆとりある国土利用等々の観点が示されたということでもあります。

第1次計画におきまして、国土全体のマクロ的な観点で、土地需要の量的な調整を行うための指針としての計画がスタートしたわけでありますけれども、時代が下るに伴いまして、土地利用に関連す

るいろんな計画の策定や、施策の実施にあたっての国としての基本的な指針であったり、あるいは、地域での取り組みに対する期待であったりというようなものを表現するものとしての性格が強まってまいったということではないかと思えます。

それから、昨今の地方分権の進展ですとか、あるいは、いろんな規制緩和等々の流れの中で、改めて地域での取り組み、あるいは国民各層のいろいろな役割に対する期待を、国として国民全体で表明していくというような性格がどんどん強まっているのではないかということでございます。

ページをめくっていただきまして、国土利用計画の推進と関連する社会状況等などにつきまして、ご覧のような、これは備忘録的なものでありますけれども、第1次、第2次、第3次の策定期と、それから、その前後の経済社会状況をここに落とし込んでいます。地方分権推進一括法、これは、例えば平成11年、ちょっとこれは書き忘れておりますけれども、分権の推進と進展ですとか、あるいは、つい最近制定されましたまちづくり三法の改正なども頭に入れた上で、今日的な意義を考えていかなければいけないということでございます。

それから、次のページに参りまして、人口のデータと第1次、第2次、第3次、第4次の計画の位置関係を記述しております。

それから、参考資料4に参りますと、これは第3次計画のそのものでありまして、ご覧のように、環境庁・国土庁共同事務ということで、このように続けてございます。これについては、詳しくここでご説明するものではありませんけれども、ちょっとだけ1ページめくっていただきますと、国土利用計画で決めることは、前文の、ここに3行ありますけれども、国土の利用に関する基本構想、それから、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、それから、そのための措置という、これらのようなことを決めていかなければいけないということでございます。大体このようなページ数で、このようなものがこれまで策定されてきているということでございます。

それから、参考資料5は今後のスケジュールですので、これは割愛させていただきます。

さて、以上のようなことを前提として見ていただきながら、資料2-1を中心にご紹介したいと思います。資料2-1と資料2-2がでございます。

資料2-2の位置付けですが、これは、第4次計画を今後閣議決定していく、それにあたって審議会で審議していただくときに、第4次計画のフォーマットに少し落とし込んでみたということでありまして、まだこれは現時点での仮置きでございます。この資料2-2のような体裁、フォーマットに盛り込む基本的な思想、考え方。今日は、それについて中心に審議していただければということでございますので、資料2-1を中心にご紹介し、これについてご審議いただければと思います。

資料2-1でありますけれども、小林委員からご紹介がありましたことをなぞる形にはなります

が、キーワードを中心に簡潔にご紹介したいと思います。

まず第1に、国土利用をめぐる諸状況についての認識であります。これを大きく2つの視点から論じております。(1)として、経済社会情勢の変化と土地利用の動向。それから、(2)として、国土利用の状況に関する諸条件。

(1)の経済社会と土地利用の関係でありますけれども、人口減少、それから、例えば、ライフスタイルの多様化ですとか、グローバル化ですとかいうことで、多選択的社会への移行。それから、土地利用の動向ですけれども、全体としては、市街地の形成圧力が弱まる中で、土地利用の密度が低下する一方で、新たな集積が進むことも見通されているということ。それから、データがありますけれども、平成16年におきまして、例えば、全国で引き続き2万2,000ヘクタールの土地利用転換が行われているというような事実がございます。このようなことを考えますと、全体としては土地利用転換の圧力は弱まりますけれども、今後とも一定の土地利用転換が続くであろうということが見通されるわけであります。

それから、(2)ですが、まず第1に、国土を形成する蓄積と国土の質ということで、確かに国土を形成する様々な蓄積がなされてきておりますけれども、一方で、都市的土地利用の無秩序な拡大ですとか、災害リスクの高い地域における居住・立地など、質の問題が十分ではない、取り組みは十分でなく、引き続き積み残しがある可能性があるということ。それから、国土や地球環境への過大な負荷ということで、大量生産・大量消費等々で国内の自然の循環システムの許容量を大きく超える状況になっている可能性があるということすとか、東アジアの成長にも伴いまして、消費資源の安定確保についても問題が出てきている、あるいは、環境問題が深刻化しているというような認識がございます。2ページに参りまして、少子高齢化、人口減少などの中で、耕作放棄地の増加など、国土の管理水準の低下が見られるということであります。

このような状況を踏まえ、後でも述べます地方分権ですとか、新たな公意識などとも絡みながら、2ポツで、新計画におきます基本的な視点というものをここで掲げております。人口減少など国土利用の長期的な変化を見据えて、まず蓄積、ストックを有効に利活用し、あるいは、その再利用・再開発、それから維持管理で慎重な配慮で土地利用転換を図ることにより、質的向上を図り、それをつないでいくというようなことでの「持続可能な国土管理」というものを行っていく必要があるということでございます。

従来、土地利用の量的調整と質的向上というようなことを二本立てでうたってきたのですが、そのような切り口を含み、まさにそういうものを包含しながら、総合的にマネジメントしていくというような考え方、切り口で国土利用を考えていく必要があるのではないかというご提案でございます。

す。つまり、「持続可能な国土管理」を行っていくということでございます。

その「持続可能な国土管理」の要素として、(1)以下に幾つか記してございます。1つが、有効利用と適切な土地利用転換であります。都市的土地利用ですけれども、高度利用等々を図りながら、無駄にしていけないで有効に利用していくということですか、農林業的土地利用を含む自然的土地利用ですけれども、適切な保全、それから耕作放棄地の適切な利用等を図っていく。それから、土地利用転換につきまして、引き続き慎重な配慮のもとで計画的に行っていくということ。

それから、マネジメントするときの大事な視点として、3つ。1つが安全で安心できる国土利用ということで、引き続き災害が起きやすい場所に人口・資産が密集していたり、あるいは、集落の孤立が懸念されている中で、こういうことをきちんと対応していく必要があるということで、防災・減災の見地から、災害リスクを考慮した国土利用などを図っていく必要があるということを記しております。

3ページに参りますと、循環と共生を重視した国土利用の観点でありますけれども、良好な環境の保全・創出などにより、循環と共生を重視した持続可能な国土利用を図っていくということがあります。そのために、農林水産業を通じた適正な物質循環の確保など、あるいは、バイオマス、健全な水循環系の構築などを図っていく必要があるということと、それから、エコロジカル・ネットワークをぜひ形成していく必要があるということでもあります。

それから、美しくゆとりある国土利用の観点ですが、国土利用の変化に伴いまして、地域固有の文化・伝統のみならず、歴史的まち並みなどの人工物の減少なども見られるということでもありますので、2つ目のポツで、人間の営みや自然の営み、あるいは、それらの相互作用の結果を特質として、人々がそのように認識する空間的な広がり、これを「ランドスケープ」というように捉えまして、その質を総合的に高めていくというような観点で、ここでは「美しくゆとりある国土利用の観点」というような打ち出しをしてはどうかということでございます。

さて、(3)に参りまして、このような3つの視点とは今度は違う切り口で、人と国土の新たな関係の構築というような括りになろうかと思っておりますけれども、1つが、言わば国土の国民的経営というようにこれまで議論してきておりますけれども、国や都道府県、市町村による公的な管理が当然ありますし、また、所有者による自分自身の土地の管理というものは当然ありますけれども、一方で、都市住民などの森づくりへの参加ですとか、あるいは、募金なり、地元農産品の購入ということで、国民一人一人が国土の管理の一翼を様々な形で担っていく、こういうような動きを促進していく必要があるのではないかということが1点であります。

それから、今後の国土利用を考えるにあたりまして、海洋利用と国土利用がそれぞれ相互に及ぼし

ているのだというような認識のもとに、そういうことを考慮していく必要があるということが2点目
であります。

それから、3つ目でありますけれども、都市と農山漁村の関係が多様化していく、あるいは、地域
間の交流を図っていく必要があるというようなことで、4ページに参りまして、それぞれの相互の関
係を十分に意識したマネジメントを行っていく必要があると思いますし、折しも市町村合併が大変進
みましたので、それぞれの旧来の市町村同士の一体化ということも含めまして、総合的に考えていく
必要があるというような視点がここにあります。

以上のようなコンセプト、考え方を、言わば地べたに落とし込んだ絵姿として、地域類型別の国土
利用の基本方向というものをこのように打ち出して、閣議決定していくべきではないかというご提案
でありますけれども、都市、農山漁村、自然維持地域、それぞれあります。

これは、計画部会でのご審議をかなり踏まえたものを、言わばこのようなフォーマットで要約して
いるものになっておりますけれども、都市につきましては、都市的土地利用の利用効率の低下などの
懸念がありますので、ぜひとも集約型都市構造に転換していくということ、そのためには、郊外部に
おける都市開発の抑制ですとか、低未利用地、あるいは都市交通体系の充実、それから拠点性を有す
る複数の都市、あるいは周辺の農山漁村の相互の連携・機能分担が重要であるということでありま
しょうし、一方で、自然の再生・創出、あるいは健全な水循環系の再構築を図っていく必要があるとい
うこと、それから、大都市圏につきましては、一律に語ることもなかなか難しいし、若干性格も違いま
すので、人口の都心回帰ですとか、より広域的な土地利用の再編を図っていく必要があるというこ
を述べております。

それから、農山漁村でありますけれども、農山漁村が生産と生活の場であり、また、自然環境を享
受する場でもあるということですので、生産基盤と生活環境、自然環境の調和を図って、美しく暮ら
しやすい農山漁村の形成を図っていく。あるいは、都市との適切な機能分担、連携強化を図っていく
必要がある。これは、都市側でも言っていますし、農村・漁村側でも十分認識していかなければいけ
ないという点かと思えます。

それから、量の部分につきましては、生活の部分と非常に一体ですので、体質強化や高付加価値化を
図っていく必要があるということと、一方で、農地、あるいは農業用水などの地域の資源につきまし
ては、その管理におきまして、言わば地域住民、これは都市住民も含むのだと思いますけれども、新
たな形でのコモンズ管理のような、地域住民を含む多様な主体の参画による管理が重要であるとい
うようなことを述べております。

それから、自然維持地域につきましては、これはどちらかと言えば人の手があまり及ばない部分を想

定しておりますけれども、自然環境が優れた属性を有した自然維持地域という位置付けをしまして、これを適正に保全していきます。更に、自然との触れ合いの推進ですとか、あるいはデータの整備などをこれから図っていく、それから、エコロジカル・ネットワークを形成していく上で大変中核的な重要な役割を果たしていく地域であるというような打ち出しをしてございます。

5ページは参考でありますけれども、これまでの農用地・森林、このような枠組みで、土地がどのように変遷してきたかということをご参考でつけております。

資料2-1で、これを中心に国土利用計画を策定していくにあたり、このような論点で十分であるか、あるいは、その辺の方向性につきまして、本日ご審議いただければと思います。資料2-2は、先ほど申し上げましたように、今回は仮置きでございますので、ご参考として横に置いていただきながら、基本的には2-1を中心にご審議いただければということでございます。

ありがとうございました。

○森地計画部会長　ありがとうございました。

小林委員長、よろしいですか、これで。

○小林委員　はい。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

質　　疑

それでは、意見交換に入りたいと思います。ご質問、あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

○大西委員　土地利用については、例えば東京のような大都市の都心区では、都心居住で非常に人口が増えていて、部分的には成長管理と言いますか、公共施設・学校などが不足しているというような事例も報告されるわけですが、一方で、大都市でも郊外ではニュータウンが進捗していない、あるいは、産業廃棄物の埋め立てで土地が荒廃しているとかいう問題が出ていますし、地方都市、あるいは地方では、コンパクトな市街地ということが1つの流行語のようになっていますけれども、実態としては、かけ声とは裏腹に、D I Dの人口が減少して、一方でD I Dの面積は増えているというような都市も現れていて、市街地が拡散しているという状況があったりして、小林委員長、あるいは事務当局からご指摘のように、土地利用の問題が、依然としていろんな様相を呈しながら、解決すべき課題として存在するという事は私も同感します。

特に、小林委員長がおっしゃった「持続可能な国土管理」の考え方による能動的展開ということ、非常に意欲的な表現だというふうに思うのですが、ただ、実態としては、現在の国土利用計画、あるいはその関連する制度にこうした観点に照らすと、率直に言うと、大きな欠陥があると思います。やっぱりそのことをきちんと整理しないと、前段の土地利用の問題指摘、あるいは、解決すべき課題の整理だけでは済まないのではないのでしょうか。端的に言えば、誰が、どういう計画をつくって、どういう手段で規制したり誘導したりしていくのかということ、これを明確にしないといけないという感じがします。

実は、私たち日本都市計画学会に属してしまっていて、国土交通省国土計画局のご協力も得て、国土広域計画研究会というのを今年発足させて活動しているのですが、その一環で、国土広域計画制度に関する都道府県アンケートというのを現在やっております。国土利用計画についても、その質問項目に入れておきまして、現在まだ中間なのですが、38都道府県から回答を得ています。これは都道府県の担当者が答えるということで、それなりに各都道府県の考え方を反映したものだというように理解しています。

国土利用計画制度について聞いているところでは、要するに、国土土地利用上、中心市街地の空洞化とか、あるいは、地方部では耕作放棄地が増加したり、社会資本を維持管理していくのに、人口が減っていったコストがかかるというようなことを全般的に認識されているわけです。その中で、国土利用計画制度というのがこうした問題に何か機能しているのか、十分に機能しているのかという問いがあるのですが、その問いに「イエス」「機能している」というように答えた都道府県はゼロでした。70%を超える都道府県、38のうち30近い都道府県が、「機能していない」というように答えています。残りは「わからない」という中間的な答えではありますが、少なくとも「機能している」という答えはゼロでありました。

特に都市計画や農振計画等、諸計画の上位計画として位置づけられている国土利用計画でありますけれども、「個別計画の後追いで形骸化している」という選択肢や、「計画や土地利用の目標値を定めても、実現するための仕組みが不十分で実効性がない」、そういうのをそう思うという場合には選択するようになっているのですが、こうした今申し上げたような項目は、ほとんどの都道府県がそうだということに言っているわけです。

こうした指摘は、国土利用計画だけではなくて、土地利用基本計画についても同じように指摘していますし、それから、国土利用計画の市町村計画について、都道府県の担当者に聞いてみますと、新しい市町村の枠組みで策定率が38都道府県で43%になっています。だから、非常に低い策定率で、市町村計画はそもそも策定していないという問題が生じております。

ということで、国土利用計画法による土地利用計画制度では、行政担当者、実務者で、これを評価する意見が皆無に近いということを非常に深刻に受け止めるべきではないかというように思います。その意味では、社会的には土地利用上の問題がある。一方で、しかし、それに対応する制度に国土利用計画制度がなっていないという、この矛盾に対して、きちんと取り組むということが今回の国土利用計画の一番重要なテーマではないかと思います。

具体的にどうするかというのは、これから議論するテーマであります。私は、何回かここでも申し上げましたが、韓国の知恵をぜひ注目して学ぶべきではないかと思います。韓国の国土利用計画制度というのは日本をこれまでモデルにしてきたと言われていたのですが、2003年の制度改革で、略称ですが、国土計画法というのをつくって、要するに、従来の韓国版国土利用計画、国土管理計画、それと都市計画法を合体させて、国土計画法というのをつくりました。一言で言えば、全国の山の上まで、都市的な開発が行われるケースについては、都市計画の制度を適用するという、簡単に言えばそういう制度で、一元的な規制誘導が出来るようになったということで、しかも、法体系の重複的な適用はないということで、非常に斬新と言いますか、日本がやろうとして出来なかった制度を先取りして実施したということではないかというように思っています。ぜひそういう先例が身近にあるということも行政の方に知っていただいて、勉強していく必要があるのではないかというように思っています。

もしそういうことに取り組まない、制度改革に取り組まないということであれば、現行の国土利用計画が、あるいは土地利用基本計画が何に役立っているのか、これはやっぱり国民に明確にしないといけないし、これがないと国民がどういう不利益を受けるのかということをやっと明確にしなければ、計画をつくる意味さえ非常に小さくなっているというか、なくなっているのではないかと思います。私はかなり重要な問題ではないかというように思います。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

では、小林委員長。

○小林委員　大西委員のお話、ある部分、納得する部分もかなりあるのですが。確かに、今回、国土形成計画ということで、国土形成計画法の改正が行われましたが、国土利用計画法は改正が行われませんでした。おそらく、今後のいろいろな動きを見ると、我々が専門委員会でいろいろ議論している中でも、このままで国土利用計画法の枠組みで今後10年とか20年というスパンを持っていけるのかどうかという疑問を呈する方もいらっしゃいますから、ある部分で大西委員のおっしゃるような問題は、当然私もあるのではないかと考えています。

しかし、都道府県にアンケートをとって、都道府県があまり役に立たないからという議論と、例え

ば、市町村がまちづくり条例をいろいろつくっています。その中には、土地利用調整条例というのがあります。土地利用調整が大変難しい市町村は、そのために積極的に土地利用調整条例をつくっておられます。その土地利用調整条例の1つの拠り所として、市町村の土地利用計画、市町村の国土利用計画、それがあつたということを拠り所にして、国の法に基づく国土利用計画、市町村の国土利用計画がある。それをベースに、土地利用調整条例という自主条例、多くは自主条例なのですが、その自主条例の中で、国の法に基づく国土利用計画が市町村にあつて、それは、場合によっては、市町村の土地利用構想というような名前で表現されている部分もあるのですが、それを1つの拠り所として、自主条例としての土地利用調整条例を活用して、ある部分、罰則的な役割も担うというようなことを運用している自治体があります。若干複雑なお話をしてあつて、全く役に立っていないというわけではないというように思っています。

そのことは、逆に言うと、例えば、国が景観法をつくりました。なぜ国が景観法をつくつたかという、国の説明の最初に、市町村が自主条例として景観条例をつくつて、それが150にも160にもなつている、その必要性が出てきたというようなことを1つの後押しにして景観法が成立したというようにも考えてございます。新しい時代に向けて、これからの単に地目ごとの国土利用の調整という役割ではなくて、もっと積極的に、能動的に、市町村の中で、新しい、先ほど申し上げましたような、我々が考えた3つの観点から土地利用調整をやつていくと、必要が出てくるといふような思いを致す、そういう市町村がこれから出てくるのではないかと私は思います。その場合に、市町村の土地利用調整の計画で、それをベースに、国が、10年とかそのぐらいのスパンになるかもしれませんが、あるいは、それ以前、私は期待しておりますが、国土利用計画法の枠組みをもう一度見直すということがあつても、私はいいと思つています。そんなような考え方に立つてございます。

以上です。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

今日決定する会ではございません。なるべく多様なご意見を出していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○鬼頭委員　鬼頭でございます。私はこの国土利用計画の審議というのは初めてなもので、内容をよく知らないの、もしかしたらとんちんかんな質問になるかもしれませんが、2点お教えいただきたいと思つています。

1つは、この持続可能な国土管理上の3つの観点ということで、安全で安心できる国土利用、それから、循環と共生、美しくゆとりある国土利用という、この3つの観点を取り上げているというのは非常に適切だろうと思つておりますが、これは第3次の計画でも同じようなことが取り上げられていま

す。そういう意味では、第3次の骨組みをそのまま重点的な観点で受け継いでいると考えてよろしいかということです。そんなに大きく変わらないのかということが第1点です。

それから、もう1つ、これはどこでどういうふうに決めていくのか、地域レベルなのか、あるいは監督する各官庁によって指示がそれぞれ違うのか、その辺よくわからないのですが、農地の利用、農村の部分です。資料2-1の4ページのところに、農山漁村について出ているのですが、体質強化や高付加価値により競争力を強化する必要があるというのはこれはもっともだと思われ、東アジア連携という観点の中で考えると非常に重要なことだと思われ、一方では、農山漁村、特に農村には豊かな自然環境や美しい景観を保持してもらいたいとか、あるいは、災害を食い止めるために、農地を維持してもらいたいという、そういう機能も要求されていると思われ、その辺、両立出来るのかどうか。それは、この国土利用の計画の中ではどんなふうに書いていったらいいのか。その辺は私はあまりよく理解出来ていないので、教えていただければと思われ。

○森地計画部会長 生源寺委員、どうぞ。

○生源寺委員 今回のお示しいただいた構成なり中身は、国土形成計画の中間とりまとめとの整合性を非常に強く意識されておりますし、問題意識として、私も非常に共感出来る部分が多いと思われ。

問題は、先ほどの大西委員は県の段階での調査に基づいてご発言があったわけですが、また、それを受けて小林委員からもお話があったわけですが、こういった問題意識が切実なものとして、市町村なり地域のレベルで意識されているかどうかということだろうと思われ。これはかなり差があると思われ。非常に優れた取り組みをされているところもございませうけれども、こういう議論があっても、どこかよその世界の話であるかのようなところもあるだろうと思われ。

ですから、国土利用計画そのものは、多分、こういう前回のものをお示しになられたようなものの形をとるだろうと思われ、その問題意識をもう少し強烈に現場に意識していただくような工夫が多分必要だろうと思われ。

それとの関係で、総合的、あるいは双方向的に捉えること、また、マネジメントということが強調されていて、これもある意味では繰り返し指摘されていることではありますけれども、そのことを可能にするメカニズムをどうつくり上げていくか。国土利用計画の性格上、こうやれという形のものが出来ないとしても、それを例示するようなことは十分考えられるのではないかと思われ。マネジメントという限りは、Plan・Do・Check・Actionというようなサイクルの中で、特に地域の住民の方に、どういう計画があつて、その実行過程でどういう成果が生まれ、また、どういう問題が起きているかということをやはりお示しした上で議論をしていただくような、こういう場をつく

っていくことが非常に大事だろうというように思っております。

この総合的・双方向的という場合に、深澤計画官から紹介のあった資料2-1の、例えば4ページ一番上のところに、合併後の利用区分の関係ですとか、複数の地方公共団体の間の機能分担ということがあります。これは当然非常に大事でありますけれども、個別法には、それぞれ市町村の行政の部局、セクションが対応しておりますし、農地関係で言いますと、農地法とは直接絡むわけではございませんけれども、農業委員会が転用等について実質的にはかなりの権限を持っているということがあるわけです。個別法に対応している担当セクションの間の調整が、これまでもややもすると、個別の案件についての調整ということは当然あるわけでありまして、全体の計画というレベルでの調整と言いますか、議論というのは、少なくとも公の場で地域の人々にわかる形で行われてきたとは言いがたい面があるかと思えます。こういったところをもう少し工夫するようなことがあっていいのではないかと。多くはやはり積み上げでありますので、それぞれの地域の取り組みが乏しいものであれば、この全体の合計もおのずからそういうレベルに止まらざるを得ないのであるというように思っております。

あと、1、2点申し上げます。

1つは、これは農地の管理、あるいは森林もそうなのでありますけれども、特に農地に関しましては、不在村の土地所有者が一定の面積を占めるような、こういう状態になってきております。これが相続という形で、それは所有地が細分化されていくというようなことがございます。山林は元々不在村の所有者を許容するような制度に当初からなっておりますけれども、そのことがもっと加速されるということがあるかと思えます。これは、農林水産省なりとの間でのいろいろな議論なども必要だと思えますけれども、早いうちに手を打つことによって、これによって生ずる問題への対処のコストは、私は随分削減出来るというふうには思っております、事態が悪化してから調整をどうするか、所有者の中には所在がつかめないというケースも出てくるということもありますので、ここはひとつ問題意識としてお持ちいただくとありがたいかなと思っております。

それから、鬼頭委員からのご発言で、農業のあり方と、それから資源管理なりの両立の可能性というご発言がございました。私自身は基本的に両立可能だろうというように思っておりますし、また、しっかりした担い手の方が、少なくとも1集落に1戸というのはもうぜいたくな悩みになっておりますけれども、数集落に1経営体ぐらいあることによって、地域の農業がリードされて、それによって周辺の高齢農家、あるいは兼業農家も含めて、農地の保全なり、農業用水等の保全も可能になるような、こういう形になっているだろうと思えます。

同時に、日本の農業で比較的強いと申しますが、特に輸出志向という形の議論に乗っていきやすい

のは、どちらかというと集約的な農業だろうというように思っております。施設園芸ですとか、畜産ですとか、あるいは非常に良いものをつくる果樹のようなもので、多分、そういう集約的付加価値型の農業と土地を面的にかなりカバーするような農業の複合的と言いますか、セットになった形態で、これからの農業というのは多分継承されていく、こういうように思っております。

従って、いろいろな課題が出てくるかと思えますけれども、私は基本的に矛盾することなく、いろいろな課題を克服していくことが出来るのではないかと考えております。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

○安居委員　全体的に、私は、10年という若干夢の入ったような形の計画で、よくまとめていると思います。

1つ、ちょっと教えてほしいのですが、先ほどの参考資料2の国土利用計画で、全国、都道府県、市町村となっていますが、片方で我々は広域のブロックのディスカッションをしているわけで、その辺の絡みはどうなるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○森地計画部会長　では、藤田委員のご発言の後、事務局からお願いいたします。

○藤田委員　どうも遅れて来て申し訳ありません。

全体的に、今までのところ読ませていただきまして、非常によく考えて書いていらっしゃると思います。基本的には、大きくこういう異議をというか、反対するというようなことは難しいわけですが、逆に言いますと、反対がはっきり起こるようなこともあまり書いていないと思います。そこまで具体的には書いていないというのは、これは大きな方向性を示すということで、こういう書き方になっているのだと思いますけど、最終的には、少し途中で大きな反対も起こるというようなことも大胆に書いていただければありがたいと思います。最終的には、それは良いものが出来るのではないかとするのは希望いたします。

今の全体を見ますと、こう言ったら失礼ですが、最初はグローバル化、東アジアとか書いてありますけど、具体的にずっと見てみますと、何か全体として、はるか太平洋のかなたに浮かんでいるうるわしき日本の国土の形成というような感じで、非常に遠くから富士山を見ているようでいいですけど、しかし、では、日本が本当にこの世界の中、アジアの中で今からダイナミックに再生して生きていくのに、アジアの中で、例えば、産業構造ではアジアの中でどういうふうに分業化していった、交通でもいろいろあるわけですけど、この土地利用になると、そういうアジアとの関連とかいう観点ではほとんど具体的には見えないんですけど、そういうのでいいのかもわからないんですけど、いや国土はあまりアジアとすみ分けするのではないとか、例えば、シンガポールなんか、あれは都市国家で

すから、ここで書いてあるような考え方と全然違うわけで、そういうのは香港もそうですし、そういう広い、だけど日本は違うと。だけど、日本はアジアの中でどういう美しいうるわしき国土をつくって、それでアジアの中でそういう補完的な国土をつくっていくのだという見方も、具体的に少しあっていいのではないかという気がいたします。

例えば、農業の問題ですけど、農業も、これは食糧の安定供給、これももちろん重要ですけど、具体的には世界的な、世界の中の食糧生産需給、その中の日本、アジアの中ということで、日本は具体的にこういう実際の食糧の安定供給ということをどこまで本気で考えるのか、何をどこまで安定供給すればいいのかというのが少し漠然すぎるような気がいたします。

先ほどありましたように、農業でも、こういう小規模だから生産性が低いという議論も、だから、こういう大規模に転換出来るようにするのだと。それは、そういう形の農業もあると思いますけど、逆に、先ほどおっしゃいましたように、日本で、いわゆる広い意味での一村一品とか、非常に面白い活動をやっているところを見ますと、それぞれの農地は非常に小さいわけで、それを小さな農地を持っているお年寄りの方とか、いろんな村の方が非常に知恵を働かせて、この小さな土地を持っているから、みんなが創意工夫をやっていく、そういう形の発展の農村もありうるわけで、これを広くして、1人がトラクターで全部耕していく、そういうタイプもあるかもわからないですけど、輸出競争力があるというのは、日本が狙っているのは、かえってこういう比較的土集約的で、その代わりにみんなが創意工夫するタイプの農業、こういうのも発展させる必要があるかもしれません。

最後に1つだけお願いしたいのは、この国土計画の基本的な考え方、これは経済では、基本的にはマーケットメカニズム主導でいくのか、それとも上からの計画でいくのかということです。これは、土地利用の場合は外部効果が非常に強いわけで、マーケット、市場のみでは全く合わないと思います。しかし、そのマーケットの力と、実際こういう管理的な形の計画とのどういうふうな組み合わせが最適かという、この議論も私は一度やっておかなければいけないような気がいたします。

具体的に言いますと、例えば4ページ目に、最初の都市で、人口減少等により土地利用の利用低下が起こっていると。いきなりそれから、環境負荷はいいですけど、集約型都市構造へ転換を図っていくと。人口が減少したら、どうして集約型都市構造にしなくてはいけないのか。例えば、郊外部における都市開発の抑制をどうして本当にしなければいけないか。その辺はよく言われますけど、よく常識的に考えたら、土地が余ったのだから、どこもうまく、広く、みんなが100平方メートルだった住宅を200平方メートルとか300平方メートルにして、広々とみんなが使えばいいのではないか、どうしてこういう集約型にしなければいけないのか。郊外部は都市開発の抑制を本当にしなければいけないのか。これはやっぱりマーケットメカニズムと全体的な土地利用という外部性を考えた、

この美しき土地利用というのから、このマーケットメカニズムの力のつき合わせで考えていかなければいけないような気がいたします。だから、このマーケットメカニズムをどうするかという観点が少し議論がないのではないかというような気もいたします。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○国土計画局深澤計画官　わかりました。

鬼頭先生の3つの視点がどう違うのかということのご質問をいただきました。例えば、循環というものを大分強くしたつもりでございます。それから、美しさにつきまして、単なる視覚的な美しさを当然含みますけれども、より自然と人間の営みとの調和ということを強く意識して、ランドスケープというふうな概念を明確に導入しようというところが少し違うのではないかということでございます。安全につきましては、むしろ国土形成計画のほうで議論をしていただいておりますけれども、災害のサイクルですとか、震災以来学んだいろんな総合的なマネジメントというところを意識したものでございますが、これは土地に落ちている話ですので、そういう意味では、そんなに大きくは変わってございません。

それから、多面的な機能の件につきましては、生源寺委員からお話しいただきましたので、割愛いたします。

それから、生源寺委員から、総合的・双方向的マネジメント、それをどういうふうにやっていくかという例示が出来るのではないかというふうなご指摘がございました。そういうふうなことも踏まえて、私ども、市町村計画でどういうふうにマネジメントしていったらいいかということ、もう少し掘り下げた議論をこれから大いにしていきたいというふうに考えております。

それから、安居委員から、ブロック計画との関係についてご質問がございました。国土利用計画法がブロック単位の制度を入れていないということがありますので、国土利用計画法につきましては、ブロック単位の議論はする予定はございません。ただし、広域ブロックのほうで、現場のほうで土地についてもやるというふうなご議論が出てくれば、これはそういうふうな枠組みの中でやっていただければいいのではないかと。そういうようなところにつきましては、私ども、出来る支援はしていきたいというふうに考えております。国土利用計画法としてはブロックは想定しておりません。

大体以上かなと思います。

○森地計画部会長　こういうことをご理解いただきたいと思うのですが、国土利用計画は、法的には最後に出来ました。しかも、前にいろいろある法律を全部廃止してつくったものではございません。従って、藤田委員のご指摘の、農村の問題は農村の法体系の中でやられますし、都市計画は都市

計画のもとでやられますし、それから、国土形成計画は国土形成計画法のもとで行われます。それに対して、全体に指針性を持った格好で、この土地利用計画というのはあるというのが思想的な背景でございます。それではなかなかうまくいかないから、もっと韓国みたいにとというのが、大西委員の一つのご発言でもあったかと思いますが、現実にはこの法律は改正をされませんでした。いろんな事情があったかと思いますが。

しかしながら、そのもとでも何とか、いろんな個別法で行われるところまで含めて指針性を持つような、そういうアウトプットを出したいというところが、小林委員長のご苦勞なのではないかと思えます。そんな意味で、いろんな個別法では解けなくて、あるいは、それを全体をカバーして持っていかなければいけないような、そういう話をなるべくこの中に有効に入れてもらうという話と、それから、あと、大西委員のご発言のように、これをもっと強化していくとするとどういう方向であるのかということ、計画としてではなくて、答申として出していくようなことがありうるかどうか。大西委員もご参加の全総法の最後の全総の中には、法律を変えろという提言があったわけでございます。

そんなことで、これからいろいろご議論をいただくのだろうと思いますが、ぜひその辺のバックグラウンドもご理解をいただきたいと思えます。

○国土計画局深澤計画官　あと1点、言い忘れました。

市町村計画の策定率につきまして、実は、A市とB市と合併をすると、片方がやっていなければ失効するというふうな整理にしているものですから、確かに落ちております。ただ、合併前は6割の策定率はございまして、合併したのもう一遍つくらなくてはというように言っている市町村も複数聞いております。

以上です。

○森地計画部会長　それでは、小林委員、最後に。

○小林委員　簡単に、先ほど藤田委員からお話ございましたアジアとの関係、国内だけで収まった国の中の調整計画ではないかというご指摘がございましたけど、我々は、そうではなくて、これからの農業・林業は、アジアの経済発展の影響を強く受けるという認識のもとに考えていこうという、そういう土壌に立ってございます。それはご理解いただきたいと思えます。

それから、市場の議論がございましたが、先ほど冒頭に、私は多選択社会というお話をしました。土地利用上も多選択社会になっていって、集約型、まとまって住むことを志向する人と、それから、郊外にゆとりある住まい方をする人、その両方が選択的に出てきて、それを全体としてどう調整するかというのは、今後の国土利用計画の大きな役割であって、それだからこそ、我々はそういう意味での新しい計画、理念が必要だというように考えております。

以上です。

○森地計画部会長　　5分までいいと言われましたが、あと3～4分ございますから。では、先に石委員で。

○石委員　　最初に人口減社会の到来という大前提、危機感があるのですが、読んでいくと、あまりこの危機感がこちらへ響いてこないんですね。1つは、人口減社会って非常に住みにくい社会で、これほどコンビニエンスストアもなくなるでしょうし、これだけ高密度の公共交通機関も維持出来ないでしょうし、これは僕はすごく住みにくい社会が来ると思うのです。我々は人口増社会に慣れていきますから。

そして、そのイメージとしては、林業を考えてみると、林業は日本の産業の中で最初に人口減と高齢化が起きたわけですね。その結果、何が起きたかという、ほとんど森林がもう手入れ出来なくなって、荒れ放題にしてしまった。それに、今度はアジアからの価格競争に負けて、ついに自給率が2割を割るというような惨たんたるものがあるわけで、林業を見ると、いろんな産業の先が見えてくるような気がするのです。ですから、ここで一番必要なのは、これからの国民に、少子で減少社会でこうなるので、あなたたちも覚悟しなさい、あなたたちは何を出来るか考えなさいという一言を国民に言わないと、何が何でも国が全部計画をつくってやってあげるといようなイメージはあまりうまくないような気がします。

以上です。

○森地計画部会長　　ありがとうございます。

大西委員、どうぞ。

○大西委員　　先ほど、小林委員から市町村計画が使われている例もあるというお話がありまして、私も、制度改革の1つの柱は、やはり土地利用というのは憲法上のいろいろな権利と対抗する土地の規制誘導というのが必要なので、法律が不可欠だというふうに思っています。その意味では、市町村がもっと拠り所として使える法律、委任条項なんかを含んだ、そういうものにしていくということが非常に大事だと。それは改革の方向として非常に重要な柱だと思っています。

そういうことを含めて、先ほどざっと拝見すると、能動的展開という参考資料1の非常に重要な言葉に対応する文言が、資料2-1とか、あるいは資料2-2にどうも見出せないの、それが今ないので、ぜひ先ほど部会長がおまとめになったような格好で、将来にそういうことを提言するということを書き加えていただきたいと思います。

○森地計画部会長　　それは私からもちょっと検討だけお願いしたいのですが、ここの国土利用計画が持っている意味合いみたいのを最初にきちっと書いたほうがいいのではないのでしょうか。強い言葉

例えば、意味と限界とかですね。そのほかの様々な問題は、ほかでも解く場所があるので、すべてのことをここで解くわけではない。しかしながら、全体に対して指針性は持ちたい。その辺の意味合いを書いておいていただくと、今日ご議論いただいたようなことは、当然のことながら、いろんなところで議論されると思いますので、その検討をしていただければと思います。

もう1つは、いわゆる国土利用計画でいう土地利用ではなくて、ミクロな土地利用上のいろんな問題があって、景観法はようやく出来たのですが、平地林の話ですとか、それから土地利用強化への話ですとか、スカイラインの話ですとか、斜面緑地の話ですとか、まだ法律の対象になっていないような話がたくさんあるような気がしますので、何らかの示唆をこういうところで与えていただくと、意味を持つのかなという気がいたしました。

最後、今日、ヒアリングをさせていただくために、ほかの省庁の方にお待ちいただいております。3時5分からというお約束でございますので、次の話題に移らせていただきたいと思います。

(2) 各府省庁ヒアリング（警察庁）

第2の議題、各府省庁からのヒアリングでございますが、ヒアリングは、計画部会における最終報告に向けた検討のために、各府省庁のご説明を伺いたく機会を設けさせていただきました。今後5回にわたり開催する予定となっております。

本日は、その第1回目として、警察庁、外務省にお越しいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、まず警察庁よりご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福田警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官 私、警察庁で都市防犯対策官を拝命しております福田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、私ども生活安全局と、それから、交通局双方からお話をさせていただくということで、前半は私のほうからご説明をさせていただきます。

まずは、貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございました。今、短い間のご議論をお伺いしていても、私ども警察の所掌の分野とも考え合わせまして、これからお話することが皆様のご関心とどのくらい重なるものだろうかという心配もございますけれども、中間とりまとめも拝見させていただきましたが、中には安全・安心に関する国民意識が高まっているですとか、NPOなどに基づく地域づくりということもお取り上げのようでございますので、そういう意味では、少し重なる

部分があるのではないかと考えております。

それでは、お手元の資料3-1をご覧くださいませ。冒頭の紙は、まずは刑法犯の認知件数を表示したものでございます。ブルーの折れ線グラフでございます。平成8年ごろから認知件数が非常に高まりまして、平成14年には285万件ということで、史上の最高を記録してしまいました。この過程で、様々な防犯対策というものが検討されていったわけございまして、ここ数年は、幸いなことに、少しずつ認知件数が減少している傾向を見せております。ぜひともこういった対策をますます強力に進めながら、この傾向を維持・推進していかなければならないと考えております。

片や、同じペーパーの下でございますけれども、こちらは内閣府が毎年行っている世論調査の抜粋でございます。この中で、我が国の中で悪い方向に向かっている分野はどのようなものかという質問がございますが、昨年は、治安というのが一番悪い方向に向かっているというお答えをされる方がとうとう一番多いという結果になってしまいました。今年の2月の調査でも、この数字は大分下がってはおりますけれども、引き続き1位を取ってしまったということで、国民の不安感というのがまだまだ非常に高い。こういったことも考え合わせながら、私どももきちんとした対応をとっていかねばいけないうように考えているところでございます。

1枚めくっていただきますと、政府の治安に対する取組みを簡単にまとめさせていただきました。まず、平成15年9月には、この治安対策というものはもう警察だけの問題ではなくて、政府を挙げて取り組もうということで、犯罪対策閣僚会議というものが立ち上げられました。その中で、12月には、「世界一安全な国、日本」というものを復活させようというスローガンのもとで、「行動計画」というものをまとめておりますし、下のほうでございますが、同じ閣僚会議が、昨年の6月には、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」というものをつくりまして、更にこの行動計画を補完し、加速化していくということで、様々なメニューをつくり、また、警察を含め、各部局において様々な施策を展開しているということでございます。

そして、こういった計画をつくっていく中で、1つ大きな話が出てまいりましたのが、やはり私どもが頑張るのももちろんですけれども、地域においてこういった安全への取組みというのを行おうとする活動が出てまいりますし、それをぜひ推進し、ご支援していこうということが1つの問題として上がってまいりました。

更にまた1枚めくっていただきますと、3ページ目に、防犯ボランティアに対する警察の支援というものがございまして、地域住民の方々が地域の安全を自ら守ろうとする活動を起こされるときに、私どもとして出来ることを様々な形でご支援させていただこうということで、警察が推進しているものでございます。

いろいろございますが、一番上の「地域安全安心ステーション」と言いますものは、こういったボランティアの方々に、資金上、なかなか困難もあると思いますので、パトロール用品を無償でお貸したり、それから、2番目の、防犯パトロール車への青色回転灯の装備というのがございます。これは、車両には回転灯のような灯りを勝手につけてはいけないことになっているのでございますが、国土交通省とも連携しながら、規制を緩和いたしまして、警察がきちんと活動をしますということの証明をさせていただいた方々には、簡素な手続でパトロール車には青色回転灯をつけていただけるようになるというものでございます。

そのほかにも、今年から10月11日を安全・安心なまちづくりの日と定めさせていただいて、国民的なこういった意識の高揚を図らせていただくということですか、顕著な功績を挙げられたボランティアの方には、内閣総理大臣からの表彰をさせていただくということ、それから、下のほうでは、ボランティア活動にいろいろ参考になるであろう情報を、警察庁の中にサイトを立ち上げて、ご提供させていただくとか、犯罪や不審者の情報というものも、各都道府県警等を中心に、なるべくきめ細かくご提供するように努力をしているところでございます。

更に1枚めくっていただきますと、最近のボランティア活動の状況をグラフにしたものがございます。上のほうのグラフが、防犯ボランティア団体の推移でございまして、ご覧のように、近年、数が非常に増えておりまして、これはあくまで警察として把握させていただいた数でございましてけれども、この6月末で約2万6,000団体、加盟の構成員の方々は全体で約160万人を超えるということでございますので、やはり地域の安全を守ろうという動きというのが非常に広がっているなど、とてもありがたいことだと思っております。

こういった活動を通じて、地域のコミュニティーがまた更に活発になっていくというようなお話もございますし、また、元からあるコミュニティーを核として、こういったボランティア活動をされているということでもあるということになっております。

下のほうは、先ほどご紹介しました青色回転灯を装着した防犯パトロール車の状況でございまして、この青い棒線のところを見ていただきますと、この直近、6月末現在で、全国で7,200台あまりの車両が活躍しているということで、これについても活用していただいているという状況でございました。

こういったボランティア活動につきましては、こういった数の増加もありがたいのですけれども、ぜひともこういった活動を持続継続していただくということがとても大事だと考えておりまして、そのためにも、私どもも努力いたしますけれども、特に地元の公共団体の方々がきめ細かく継続的にご支援をされ、また、拡大されるということを、事あるごとをお願いをさせていただいているところで

ございます。

次の5ページ目は、防犯環境設計というものをご紹介させていただいておりますが、これは犯罪をまちづくりの観点から捉えまして、犯罪が起こりやすい環境を改善し、犯罪を意図する人から犯罪の機会となるようなものをなるべく排除していこうという考え方でございます。監視性の確保以下、4つの観点があるわけですが、これをまちづくりという形に当てはめたときにどうなるかというものを、半ばより少し下にございます、安全・安心まちづくり推進要綱という形でまとめまして、皆さんに公表させていただいております。

これには、ご案内のとおり、「道路、公園、駐車場等の管理に係る防犯上の留意事項」というものと、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」という2つのものがございます。これらにつきましては、国土交通省とも、あるいは協力し、あるいは共同で作業しながら作成して、私ども警察のルートでも地方にお伝えしていますし、国土交通省からもご連絡をいただいているところでございます。

しかしながら、やはり公共的な施設につきましては、私ども警察としては、なかなか直接手を下すことが難しい分野でもございますので、引き続き国土交通省のご支援もいただきたいと思っておりますし、また、地元の公共団体の方々がぜひともこういう考えを広め、実践していただくということが重要ではないかというように考えている次第でございます。

最後のページでございますけれども、住宅のようなものに対する侵入犯罪をいかに防止するかという観点で、住宅で申しますと、例えば、玄関ですとか窓といったような、いわゆる開口部からの侵入が非常に多いわけですが、そういったところの部品を強固にすることによって、侵入犯罪を防ごうという取組みでございます。平成14年から関係機関とも協力いたしまして、防犯性能が高い部品というものの開発・普及を図っております。最近では、ドアですとか、鍵ですとか、窓シャッター、いろいろございますが、17種類で3,400品目ぐらいのものが公表されております。今年の4月には、国土交通省で、住宅性能表示制度にも防犯という項目を加えていただきまして、こういった防犯性能の高い部品が使われているかいないかを品質評価の上でも表示出来るようにしていただきましたので、こういったものを機に、更に普及が図ればよいなと考えているところでございます。

こういったものにつきましては、一番最後でございますが、警察庁で「住みいる防犯110番」というページをつくりまして、一般の方々にもぜひ知っていただきたいということで、宣伝させていただいているところでございます。

以上でございます。

○太田警察庁交通局交通規制課長 警察庁の交通規制課長の太田と申します。よろしくお願いたします。

引き続きまして、交通関係について、施策のご説明をさせていただきたいと存じます。お手元に資料3-2として、①、②、2枚物の資料を用意させていただきました。

国土利用ということを考える上で、運輸セクターというのも1つの視点として重要なものではないかと考えておりますけれども、運輸セクターというのは、もとより国土交通省を始めといたしまして、複数の省庁にまたがる分野でございます。私ども警察では、道路交通法を所管しております、具体的には、信号機ですとか、標識表示等を設置いたしまして、まずは、交通の管理という部分を担当しているところでございます。その交通管理という中で、最近、重点を置いて進めております施策をご紹介させていただこうと思っております。

資料の上のほうに、持続可能で暮らしやすい都市形成を担うITSと関連する諸施策の推進と書いてございます。ITSというのは、Intelligent Transport Systems と称しまして、運輸セクター全体でIT技術を活用していこうという、そういう政策課題とご理解いただければよろしいかと思っておりますけれども、私ども警察といたしましても、その一部、一翼を、真ん中の基本的な考え方のところを書いてございますが、私ども交通管理を受け持っておりますもので、新交通管理システム(Universal Traffic Management Systems)という考え方を重点施策として位置付けて取り組んでいるところでございます。

私どもの担当しております交通管理というのは、交通安全ということはもちろんでございますけれども、それに止まらず、今の安全、そして交通の円滑、更には交通公害の防止という3つの目的を持っているところでございます。そのITSというIT技術を活用した施策ということも、この3つの目的に沿って進めているところでございまして、個別の話は後ほど触れさせていただきますが、これを環境、災害、高齢社会という3つの切り口でちょっと切り分けまして、対応をご紹介させていただきますと、資料の1枚目の一番下のほうでございます。

環境への対応ということでありますけれども、交通管制センターというのが各県に1つずつありまして、都市部を中心にした信号機の集中制御を行っているところでございます。典型的には、こういったものの運用を通じて、交通流対策を推進し、交通渋滞を緩和する。渋滞の緩和によって交通公害というのも低減が図られていくという側面がございまして、こういったことを中心にして環境対応ということを考えているところでございます。

真ん中に、災害等への対応と書いてあります。災害時にやはり交通流を確保するというのも重要な政策目的でございまして、災害発生時に交通状況を迅速に把握し、また、緊急交通路を確保するといったようなことを行うために、カメラ、情報板、信号機の非常電源装置等、こういったものの整備を進めているという現状でございます。

また、右側のほうで、高齢社会への対応と書いてございますが、高齢者のみならず、いわゆる交通弱者の方々が安全に道路を通行出来る環境をつくるというために、バリアフリー対応型信号機と申しまして、典型的には信号が青のときには音を出すような歩行者信号機ですとか、あるいは、この交通弱者の方を感知して、青時間を延長するような機能を持った信号機といったようなものもございます。そういったものの整備の推進ですとか、あるいは、視認性の非常に高いLED信号といったようなものの整備を進めているというところでございます。

では、若干前後いたしますが、警察の進めておりますITSというのがどういうものかということについて、2枚目の資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。私どものシステムとしては、ここに2枚目に掲げてありますような各種のものを、現在推進中でございます。1つ基盤になりますのが、この上の真ん中にあります交通管制センターというもので、これは先ほども申しましたように、主として都市部でございますけれども、この信号機をすべてオンラインで結んでおりまして、交通流に対応したリアルタイムでの交通管制というのを司っている機能でございます。この高度化を更に進めていこうとしております。

また、中央に光ビーコンというのが書いてございます。現在、全国に設置を推進しているところでございますけれども、この光ビーコンというのは、光を用いて、車との間で通信する機能を持ったビーコンでございます。カーナビゲーション機器等でこの光ビーコンとの通信機能を持ったものというのも大分増えてきているところでございます。

これが1つのインフラとして活用いたしまして、ここから放射状に伸びております各システム、例えば左のほうでまいりますと、公共車両優先システムとあって、バスが接近してきたときに、それを感知して優先的に青信号で制御するといったようなシステムでありますとか、あるいは、交通情報提供システムということで、カーナビ上にリアルタイムの渋滞情報を提供して、それによって円滑なほうに誘導していこうという話でございますとか、そのほか、下段の真ん中あたりにありますFASTというのは、これは緊急車両について、緊急走行中というのを感知して、そちらのほうを優先的に制御するというシステム。

それから、もう1つだけご紹介いたしますと、右下のほうでDSSSとあります。安全運転支援システムと申しますけれども、こういうものになりますと、路車間通信機能を活用して、ドライバーの視界に入っていないエリアでの危険情報というのを提供したり、そのほか、交通安全に、いわゆる危険の予測をもっと容易にするようなシステムをつくっていこうと。更には、車のほうの制御機能とも連携した形で、より安全な道路交通を実現していこうということで、今、ここに掲げられてありますシステムの中でも、この安全運転支援システムというものに力を傾注して推進しているというのが現

状でございます。

以上、大変雑駁ではございましたが、私ども警察の部分で進めております交通の施策についてご紹介をさせていただきました。どうもありがとうございました。

質 疑

○森地計画部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明に対して、ご質問、あるいはご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○石委員 質問させていただきます。私は実は環境が専門なのですが、80年代に入って、日本全国的に日本の都市はあまりにも殺風景で潤いがないということで、色々なまちで必死になって植樹をやりましたが、あちこちに大変きれいな並木道が出来た途端に、今度は防犯上問題があると。並木道で見通しが悪くなって、痴漢が出るようになったら、木を切れという話が出てきまして、もちろん答えはケース・バイ・ケースということになるのでしょうけれども、そのようなことは問題になったこととはあるかどうか第1点の問題とですね。つまり、それは防犯上の問題としてですね。私の知っている限りだと、随分あちこちで小さなコミュニティー単位で起きていまして、木を切っちゃうケースが増えてきたんですね。特に最近のように子どもが被害に遭う犯罪が多いと、丸坊主にしてしまった並木道とか、それから、妥協して、もうがりがりに切り込んで骨だけにしてしまった並木道とかというのが増えてきているのですが、都市の美観と防犯というのがこれまで議論になっているかどうか、ちょっと伺いたいのですが。

○森地計画部会長 ちょっとお待ちくださいね。時間がもう本当にちょっとしかないので、先にご発言を伺ってから。

○鬼頭委員 では、簡単に3点だけお伺いします。

1つは、広域生活圏ということが今課題になっていて、幾つかの市町村が合併して一つの生活圏をつくりましょうという話になっているのですが、それに対して、警察の連携ですね。対応をこれからどう考えていってくださるかということが1つ。

それから、2つは、災害時の誘導なのですが、今交通のことを伺ったんですけれども、よく集中豪雨の予報が出たときに退避させるというときに、その誘導が遅れたりして問題になっていますけれども、行政のほうの市町村役場の防災担当と警察の連携というのは、何かシステムが出来ているのかと

いうこと。

それから、ちょうど外務省の方がお見えになったので、関連してくるのですが、東アジアの連携ということで推し進めたいという気持ちがあって、労働力の移動ということもどんどんやらなければいけないのですが、一方では、外国人犯罪を恐れて、外国人を拒否するような市民心理も非常に強い。そういう面で、外国人犯罪に対して、これからどういうふうな展開を考えておられるかということについてお伺いしたいと思います。

○森地計画部会長　そのほかいかがでしょう。

○村木委員　低未利用地が比較的多い住宅地、または、空き家が多いようなところで、比較的自主防犯ボランティア等を形成しづらいようなところもあるかと思うのですが、そういうところに対して、どのような、何か支援等をされているようでしたら教えていただきたいのと、あと、もう1つ、繁華街も、普通のボランティアがやるようなタイプのものではやりづらい、喧嘩が多いとか、いろいろな別のことがあると思います。それで、日本全国どこでも繁華街がありますので、そういうところでの警察と、もしくは地元との連携というのはどのようにされているのか、教えていただけたらと思います。

○森地計画部会長　では、大西委員。

○大西委員　1つ質問ですが、自治体が防犯に力を入れるというか、テーマに設定するケースが増えて、安全・安心のまちづくりというような動きは盛んですけれども、その際に、警察との連携というのは大事な点で、例えば、警察のほうから自治体に職員をしかるべきポストに派遣するとか、そうした相互の人事交流のようなものを進めるというのは意味があるのではないかというふうに思いますが、どういうふうにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○森地計画部会長　では、時間が限られていますので、一旦ここでお答えをいただきましょうか。簡潔にお願いします。

○福田警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官　たくさんいただきました。実は、私、国土交通省からの出向でございまして、そんなにたくさん知っているわけではないのですが、わかる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭の、都市の美観と防犯との関係ということがございましたけれども、あまり個々の場面では、丸坊主にするとか何とかという話を私どもでするわけではないのですが、やはり見通しが悪いところはなるべくしたほうがいいですよ。先ほどご紹介しました留意事項の中でも、そういう植栽の適正な剪定のようなものはさせていただいているものでありますけれども、例えば、同じ木が植わっていても、樹幹の高さが違うと、人の視線よりは非常に高いところで木が茂っていれば、必ずしも

見通しを阻害するわけではないのではないかと、木にしても、例えば公園ですと、密集しておりますが、その植え方によってある程度見通しが確保出来るような植え方の工夫もある。街路のところは……

○森地計画部会長　　たくさんありますので、短くお願いします。

○警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官　　わかりました。

ということで、それぞれの地区に応じた工夫をお考えいただきたいなと思っているところでございます。

それから、外国人の犯罪にどう対応するかというお話もございましたが、これについては、私どもは、外国人であるか、日本人であるかということは関係なく、犯罪者に対してはきちんと対応して、捕まえるべき人は捕まえると。ただ、片や外国人が阻害されないような環境というのもやはり必要であると。現に、各地域におきましても、そういった活動を同時に行われている地域もございまして、私どもとしてもそういった気持ちで対応してまいりたいと思っております。

それから、防犯ボランティアがなかなかつくりにくい場所はどうでしょうかということにつきましては、地域によっては簡単に人が集まれないところもあるかもしれませんが、やはり、特に地方に行きますと、昔からある自治会ですとか、そういった集まりがまだ結構お残り、またそういうところが核になって、ボランティアをつくれるというところもございまして。そういった方々が、なるべく効率的に活動出来るようなノウハウのご提供ですとか、資機材のご提供ですとかという形で、私どもとしてはご支援させていただきますし、先ほどご紹介した、自動車を例えば使うといったような形ですと、少ない人数でも比較的広域的なパトロールが出来るのではないかとといったようなことですが、引き続きいろいろ、また私どもも考えてまいりたいと存じます。

それから、繁華街対策につきましては、今日は大分割愛させていただきましたが、歌舞伎町で非常に先進的な取組みが行われております。警察は取り締まりを非常に強化しておりますし、地元では自治体や地域の方々を巻き込んだ協議会をつくったりして、これからの歌舞伎町をどうするかということがいろいろと議論されているところであります。また、これを先進事例にしながら、これは内閣官房都市再生本部などが中心になっているところがございまして、全国で10地域が更にモデル的に、そういった集中的な繁華街の取組みというものを活動しております。北はすすき野ですとか、南は九州の中洲ですとかというところが入っております。更に、その10地域以外のところでも、そういった動きを見ながら、必要に応じて各地で対策が講じられているというふうに承知しております。

それから、自治体との連携強化のための人事交流でございまして、ご指摘のとおり、とても大事な

ことだと思っておりますし、また、結構な数の自治体とは人事交流というか、警察の現役ですとか〇Bの方が自治体に配属されると、そういうところで警察と連携を図るということがたくさん行われておりますが、これもやはり自治体のトップの方の防犯に対する取り組みの強さによっても大分違いがあるようでございまして、私どもとしては、ぜひともこういうことを推進していきたい、させてくださいということをお願いしているという状況でございます。

○太田警察庁交通局交通規制課長　では、あと、鬼頭委員からお話がありました2点ですが、1つは、市町村合併広域生活圏という問題ですけれども、私ども警察は基本的に都道府県警察が主体で、都道府県単位でやっておりまして、市町村合併の影響ももちろんございますけれども、そこは県を単位として、あと、警察署と市町村との連携の強化ということで、引き続き進めていきたいと思っております。

また、災害の関係のお話でしたが、今の枠組みで、県のレベルであれば知事部局と県警本部、あるいは、市のレベルであれば警察署と市町村ということで、かなり連携を進めてきておりますし、また、今後ともそれに努めてまいりたいということかと存じます。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

あと1分残っていますので、藤田委員、問題点だけぱっと言ってください。

○藤田委員　はい。質問というほどではないですけど、日本の警察というのは、私、お巡りさんというシステム、これをぜひ将来もキープしてほしいというような、それに対して、将来どういう展望を持っていらっしゃるのか、そういうのを減らすのか、キープするのか、もっと増やすのか、その辺のところをちょっと。昔はお巡りさんと呼んでいたのですが、駐在員さんですかね、それについてのお考えを。

○福田警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官　ありがとうございます。私どもは、そういった駐在員さんに限るわけではないのですが、やはり地域における交番の役割というのはとても大事だと考えておりますので、いろいろなこういった防犯対策の中で、全国の警察官の増員などもさせていただいておりますし、地域の中での防犯活動の核として、そういった交番などを積極的に展開していきたいというようには思っておりますが、やはりどうしても人的な制約もございますので、縮小するような方向では決してございませんけれども、今ある中でいかに効率的に活動出来るかということを日々考えてまいっているという状況でございます。

○森地計画部会長　急がせて恐縮です。もう外務省の方、お待ちいただいておりますので、次に移りたいと思いますが、国土計画を我々がつくる上で、どうしても警察の方に聞いておきたいというようなことがございましたら、また、後ほど事務局を通じて、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変

お忙しい中、ありがとうございました。

(2) 各府省庁ヒアリング（外務省）

それでは、続きまして、外務省の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○梨田外務省経済局政策課長 外務省経済局政策課長の梨田と申します。本日はこのような機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

私どもの行っている種々の政策の中で、こちらの審議会のご議論と関連すると思われたのが、私が勝手に判断したのですけれども、計画部会でとりまとめられておられる中間とりまとめを拝見いたしまして、その中で中間とりまとめの9ページのシームレス・アジアの実現というものがございまして、ここが外務省のやっている仕事と一番深く関連するかなと思ひまして、今日はその部分に集中してご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料4-1に、外務省の主要施策ということを書かせていただきました。主として4点ほど挙げております。この4点、若干濃淡はございますけれども、この4点、及び、最後にここに書いていないことも含めて、簡潔にご説明させていただきたいと思ひます。使う資料は、資料4-2のほうのA4横のほうをご覧いただければと思ひます。

2枚めくっていただいて、最初の東アジア共同体の構築ということでございます。「東アジアは歴史的变化の時代を迎えている」と書いてございますが、まず最初の上のほうに、左に变化の、例えば急速な経済発展で、貿易量もこの10年で随分ふえました。日中間で4倍、中国と韓国で8倍、中国・ASEANで6倍。あるいは、このアジアの域内での貿易の依存度というものが、80年代では33.6%であったのが、今は56%に伸びている。この数字は、例えば北米のNAFTAが43.5%、NAFTAを上回る相互依存度で、EUには及びません。EUは今65.7%でございます。いずれにしろ、急激に伸びているということがあります。そのような経済の発展、あるいは相互依存に止まらず、種々の協力、後ほどご説明しますが、FTA・EPA交渉が盛んに行われており、あるいは金融や国境を越える犯罪といった協力、それから文化の交流、更には、中国とインドの台頭というものが挙げられます。

一方、左には、種々の課題というものが書いてありまして、そのような相互依存が深まる中でも、いろいろな課題が残っています。北朝鮮問題もあれば、テロ、海賊といった新たな問題もございま

す。そういう背景及び課題に対処するため、長期的な課題ですが、東アジア共同体というものを形成していこうではないかという機運が芽生えております。

日本からすれば、この下のオレンジのところですが、アメリカの関与というのは言うに及ばないのですが、更に中国やインドも巻き込んで、この地域の信頼醸成を図ること。特に中国を建設的パートナーとして巻き込んでいくということが外交的には非常に大きな命題となっています。

2枚めくっていただいて、4ページでございますが、相互依存関係の例として、この真ん中のほうに、貿易・投資、エネルギー、食糧、環境、金融、いろいろ書いてございます。津波問題や鳥インフルエンザといった、こういう新たな課題にも取り組まなければいけません。

もう1枚めくってください。5ページです。この東アジア共同体というものを構築していく上で、日本としての基本的立場ですが、立場①「開かれた地域主義」の原則ということで、あくまでも開放性・透明性というものを重視していくこと。それから、立場②は、機能的アプローチと書いておりますけれども、要するに、いきなりEUのように政治的な制度を統一しようというのはやはり野心的すぎますので、まずは地域の多様性というものを尊重しながら、緩やかな共同体を目指すということが現実的であろうと思います。それから、立場③、これは外務省的には非常に重視しているところなのですが、やはりルールを遵守させるということです。民主主義、自由、人権等、普遍的価値というものを広めていくとともに、例えばWTOという中で、貿易のルールをつくり、それを守っていくこと。これは中国などにも一番当てはまることではないかと思いますが、我々はそれを国際約束というような形で、確実な履行を目指すということを重視しております。

もう1枚めくってください。6ページでございます。東アジア共同体という中でも、いろいろ実は枠組みがございまして、ASEAN+3、これは、日中韓です。97年、第1回首脳会議がありました。

真ん中の日・ASEAN協力というのは、今年で第10回ということになりますけれども、これは実はもっと古くて、88年、竹下総理のときに、初めて日本とASEAN10カ国で会議をやりました。

それから、一番右にあるEAS、東アジア首脳会議というのが、実は新しく、昨年第1回会合、首脳会議をマレーシアのクアラルンプールで開いた次第です。こういった異なる取り組みが、それぞれ今年も、下にありますとおり、来月の9日から13日までフィリピンのセブ島で閣僚及び首脳会議として行われます。

では、どういう国が入っているのかということですが、いろいろ飛んで恐縮ですが、9ページをご覧ください。9ページに、アジア太平洋における国際的枠組みとございますけれども、真ん中へ行き

まずとASEANがあり、ASEANのちょっと広がったところに、ASEAN+3として日中韓があり、それから、更にそれらすべてとインド・オーストラリア・ニュージーランドを加えたもの、東アジアサミットがある。

一方で、赤い点線で括ったものがAPECと、つい先週ハノイで行われましたけれども、これは、太平洋の反対側の国、あるいは香港、台湾、ロシアといった国も含めた集まりでございまして、東アジア共同体を目指すとは言うておりますけれども、一方で、APECというのはアメリカが参加している枠組みでございますし、こういった様々な取り組み、枠組みを同時並行的に強化し、進めていくというのが、今のアジア太平洋外交施策の基本となっております。

それで、今度はEPAの話なのですが、7ページに戻ってください。これが、今日本が取り組んでいる、あるいは、既に終わったEPAです。シンガポール、メキシコ、マレーシア、締結済みで、すべて発効済みです。それから、フィリピン、タイ、チリ、ほとんど交渉が終わって、今、例えばフィリピンは国会審議最中でございます。タイは、あと署名するだけだったにもかかわらず、先方の政権があのような状況になりましたので、まだサインが出来ていない。ただ、現状では一言一句すべて固まっているということです。交渉中なのは緑で書きました。インドネシア、今週の日曜日からユドヨノ大統領が来日されます。ここで大筋合意を目指したいと思っています。ブルネイも、あともう少しで大筋を目指したい、来月のセブ島のサミットで大筋合意を目指したいと思います。それから、これからベトナムを始めます。ASEAN全体というのは、日本とASEAN全体の主としてルールですが、あるいは、今まで結んだEPAを横並びで整合性をとるというものでございます。これも、交渉は随分進んでおります。あとは湾岸諸国、交渉中です。残念ながら、韓国は止まっています。インドは、12月13日からシン首相が訪日されますので、この際に交渉入りを合意したいと考えています。スイス、豪州は、今、官民による共同研究の最終段階にあり、これから交渉入り出来るかどうかという局面でございます。

このように、非常に多くのEPAを行っている。個別の国ともこういう交渉をやりながら、更に広い枠組み、APECや東アジアサミットという枠組みを多重的にやっているという状況でございます。

では、次に移ります。アジア・ゲートウェイ構想、これは10ページです。安倍総理の所信表明演説でアジア・ゲートウェイ構想というものが発表されました。現在、根本匠総理補佐官のところで、官邸を中心に、アジア・ゲートウェイ構想というものを、有識者の方々の意見なども取り入れながら進めていくとしております。これは内閣のつくった紙でございますけれども、ここに書いてあることは、まさに外務省のやっていることと非常に一致しておりまして、我々としてもこの構想を後押しし

ていきたいと思ひます。EPAの交渉推進は言うまでもないのですが、例えば、発信する日本ということ、後で説明しますが、文化外交の促進といったことも一層積極的にやっていきたいと思ひます。

この中でも、3ポツの「オープン」なくして「成長」なしと、オープン・アンド・イノベーションというのがキーワードになっていると称しておりますけれども、オープンな経済社会ということで、次の対日投資促進と関係するのですが、対日投資促進というのは、2003年、小泉総理が、日本への直接投資を5年間で倍増しようという計画を立てられました。この目標はほぼ実現出来ております。この目標の達成に満足することなく、今度は更に、2010年までにGDP費で倍増となるような目標に向けて続けていくということが「インベスト・ジャパン」という計画で、依然として計画中ということでございます。

時間がないので、では、最後の文化外交の促進まで一気に飛びます。15ページをお願いいたします。広報文化交流ということで、文化交流、広報というものは、外務省としても非常に力を入れてきたもので、多くは日本の行う外交政策を広報するというのが、我々の通常の広報でございますけれども、最近では、2ポツの左でございますけれども、社会のニーズと変化に対応して、例えば、ポップ・カルチャーとか、ポップ・カルチャーの中には、ゲーム、アニメ、漫画といったもの、こういう日本の文化、新しい文化、現代文化を積極的に売っていくということが含まれています。

ご承知のとおり、今、私どもの大臣は非常にポップ・カルチャーに通じておられまして、漫画の話をする、彼は止まりません。私どもよりもよく知っているぐらいで、例えば、彼はよく「キャプテン翼」という漫画を例に出しますが、イラクでも「キャプテン翼」というのは放映されていて、「キャプテン・マジロ」と呼ばれていたそうなのでございますけれども、子どもに人気の漫画で、それを、自衛隊のサマーワで給水車などにキャプテン翼のステッカーを張って、それは子どもに喜ばれる、そういったことも含めて、いろいろ工夫をしております。

今回、シームレス・アジアという意味では、やはり重点地域はアジアです。ポップ・カルチャー自体は、フランスとか全世界的に展開しておりますけれども、アジアにつきましては、ポップ・カルチャーに止まらず、特に日本語教育、あるいは、向こうの若手の、高校生なども含みまして、日本に呼んで相互理解の促進を図るというような施策をしております。例えば、中国からは高校生、年間に、短期であれば約1,100名、3週間から1年間程度の長期になりますと、大体100名ぐらい中国からだけでも呼んでおります。

ちなみに、日本にいる海外の留学生というものは、今約12万人いますが、このうちの8万人が中国人です。次に続くのが韓国で1万5,000人。あとは、台湾、マレーシア、ベトナム、タイと、

やはりアジアが中心なのは一目瞭然で、こういう受入体制も整えるとともに、国費も使って、より若い人も呼んでいく。あるいは、オピニオンリーダーなどの招聘も引き続きやっていきたいと思っています。向こうに出ていって行う日本語教育というものにつきましても、これも一層力を入れていきたいと思っています。

この最後の資料に、この15ページの後に、麻生大臣が今年の4月に行った文化外交の新発想というスピーチをつけさせていただきましたが、自分で言うのも何ですが、なかなか面白いので、後でお時間があるときにお読みいただければと思います。我々も、例えば、この中にも書いてあるのですが、海外交流審議会というような新たな審議会を設けさせていただきまして、例えば、そのメンバーには、トヨタの張副会長を座長として、東映の社長、小学館の取締役、あるいはポニーキャニオンの会長といった、外務省としてそれほど今までおつき合いが深かったとは必ずしも言いがたい方などにも入っていただいて、まさに時代の変化に即した文化外交とは何かということのご意見をちょうだいしております。

この中での課題が1つ、海外放送というのがございまして、NHKの海外放送というのは、実は在留邦人向けに「のど自慢」をやるのもいいのですが、英語の放送が本当に少ないと。英語のプログラムをつくって、例えば、CNN並みとは言いませんが、NHKも海外のニュースを流すということを増やさなければいけない。これは、実は中韓にも遅れを取っているというのが実情でございまして。このような海外放送、英語放送の拡充というのものも、総務省などと協力しながら行っていきたいと思っています。

あと、最後になりますけれども、ここに書きませんでした。農産物輸出、これは農林水産省が特に力を入れておられるところではございますが、農産物を海外に輸出する、攻めの農業ということで、こちらにつきましても、外務省としても最大限の協力をしたいと考えております。農産物の輸出は、増えてはいるのですが、この多くが、実はカップラーメンとか、調整品のしょうゆとかでございまして、実は生の米だとか、果物とかいうことは、まだまだ全体の1%未満というようなところで止まっております。これは何が障害かという、やはり検疫問題というのが大きな障害でございまして、特に中国とかに対して、ある程度高級品でも売れるだろうということは我々も思っているのですが、その前の検疫が立ちはだかっておりますので、そういうことを外務省として交渉をお手伝いしていきたいというように思っております。

とりあえず以上でございまして。

質 疑

○森地計画部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明に対して、質問、ご意見を伺いたいと思います。

○関根委員　　ありがとうございます。昨年まで総務省の多文化共生の委員会に参加しております、そのときのアウトプットを、ここの計画部会の皆さんにも配付させていただいたのですが、その際に、やはり日本語教育の推進という点で、外に出て行っているいろいろな教えるのも大事なことはあるのですが、現実には日本に暮らしている技術者の子弟とかに対するJSLのような仕組みというのが、残念ながら、海外のような形では全く行われていなくて、各自治体が独自に、非常に苦労しながらやっているという現状がはっきりありました。

ですから、ぜひこの文化交流の中に、日本にやって来ている人々への基本的な日本語教育を、そして、日本文化に対する教育といった視点をきちんと入れていただくことが、今後、日本における本当に住みやすさという部分に対して効いてくるのではないかと思いますので、ぜひそういった視点を追加していただければと思います。

以上です。

○森地計画部会長　　どうぞ、藤田委員。

○藤田委員　　どうもありがとうございました。非常によくまとめていただいて、ありがとうございます。

1つだけ具体的に教えてほしいというか、出来るだけで結構なのですが、「オープン」なくして「成長」なしと、素晴らしい標語だと思いますけど、これはぜひ実現してほしいと思うのですが、重要なのは、ここに書いてある人・モノという、人という言葉がいっぱい出ていますけれど、世界の人々が訪れ、住みたいとか、働きたいとか、そういう場合に、移民の法律、移民の受け入れ方、そういう新しい枠組みをつくるということについて、どのように考えておられるか、今から検討されていくのか、その辺を少し、もしもあれば教えていただきたいと思います。

○森地計画部会長　　そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お答えいただけますでしょうか。

○梨田外務省経済局政策課長　　すみません、移民という概念で検討が行われるかというのは、私もちょっと……。むしろ、先ほどもちょっとご質問にあったと思いますけれども、EPA、FTAのコンテキストで、人の移動というものがあり、結ぶ国から人を受け入れようということをやっております。やはり何らかの技術を持った人ということで、枠組みを広げていくというのが基本ではないかと思えます。

ただ、この前も、ご承知のとおり、フィリピンから看護婦さんを500人受け入れるというだけで、実は国会審議、かなり止まりそうになったぐらいもめまして、いろいろなご意見が背景にはあると思います。

ただ、これはEPAだけではなくて、実はWTOでも徐々に人の移動ということで、これはサービス交渉という中でございますけれども、かつてであれば、外国人弁護士が日本で仕事をすることとはなかったと思いますけれども、外国人弁護士をはじめ、いろいろな職業のカテゴリーで、その受け入れの門戸を開いていると。ただ、何年で何人という約束をするのではなく、徐々に敷居を低くしているということがございます。

今後も、例えば、インドとEPA交渉が始まりますと、おそらくインドの最大関心は、この人の移動で、特にIT技術者などがそのまま、あるいは弁護士なんかもそうかもしれません。問題は、インドで弁護士の資格を持っている人が、あるいは、医者資格を持っている人が、そのままその資格を持ってこちらで同じことが出来るということを日本が認めるかということでございまして、これは多分いろいろな議論があると思います。そういう意味では、移民という概念になると、更にそれを一歩も二歩も超えた概念になるので、私の承知している限り、まだ少し先のことではないのかなという気はいたします。

○森地計画部会長　もう1つ、外国人の日本在留者に対する教育。

○外務省経済局政策課長　すいません、今、私、ここでご意見を賜って、持ち帰らせていただきます。

○森地計画部会長　はい。

そのほかはいかがでしょう。小林委員、どうぞ。

○小林委員　先ほどご紹介いただきましたアジア・ゲートウェイ構想のイメージ、内角官房がつくった書類だということですが、外務省のお考えと基本的に沿っているということでございまして、10ページ、その一番最後に、「4. 日本の各地域が直接アジアとつながる」と。このテーマは、我々計画部会でかなり強く、特に部会長を始めとして、強く主張されて、中身として盛り込まれているところなのですが、具体的には、官民一体となった地域戦略の構築と書いてございますね。この官は、おそらく地域ごとではないかなとは思いますが、外務省、国のスタンスは、こういう議論の中で、どういう形で関わっていかれるという前提で、この内角官房の書類は出来ておられるのか。その辺おわかりになれば、お聞かせいただきたいということでございます。

○森地計画部会長　そのほかはいかがでしょう。

私からも1点だけ。池田総理大臣のトランジスター論以来、日本の外務省はビジネスについては大

変冷たいというお話がよくございます。私も、海外のプロジェクト、ずっと30何年間、常時1つをやっておりましたが、国内海外問わず、そういうことが何かで広報された途端に、在東京のアメリカ大使館とか、イギリス大使館とか、フランス大使館から、そのビジネスは何か、手伝わせろというような話が来ます。このスタンスの違いというのは、もう未来永劫そういう方針で固めておられるのでしょうか。これは質問でございます。

○外務省経済局政策課長　わかりました。

では、まず部会長のご質問からお答えいたしますと、ご指摘のような部分というのは、私が——私はその時代はちょっと知りませんが——聞いている限りは、やはり昔は日本株式会社と呼ばれたような時代に批判を受けたのは、逆に、日本企業間をいろいろ公平に取り扱わなければいけないという要請から、だんだん手を引いていったという経緯だと聞いております。ただ、最近でございますが、実は日本企業支援という政策を打ち出して、もう10年ぐらい経つのですけれども、一昔前ですと、やはり、例えば、ODAで、なるべくこれはアンタイドだ、日本企業を乗せないようにしなきゃいけないというようなことも一部に聞かれたし、今はもうなるべき日本企業にいかにして落とせるかという、むしろ工夫をするぐらいに考えているとともに、町村前大臣のときでございますけれども、なりふり構わず日本企業支援をやれということを、実は、かなり政策転換と思われるかもしれませんが、もちろん、特定者に偏って支援をするということがあってはならないのですけれども、例えば、外国で大使公邸を使って、特定の会社の、例えば、最近ではブルガリアだったか、ミキモトパールの展示会をやるとか、そういうことをやらせていただきますので、これはそういうお話があった際には、何でもご相談に乗るというスタンスに変えております。

それから、池田総理のときの話を敷衍すれば、つい先週の安倍総理のベトナム訪問のときに、130人の財界の方が同行されました。ベトナムというお国柄だったから、投資として非常に有望な国だったからということもございますけれども、このような官民一緒になって外交をやるというのは、これからも展開していくつもりでございます。

それから、先ほどのゲートウェイの官民の、今度は違う官民一体という話でございますけれども、これは、12ページにちょっとアイディアの例ということが書いてございます。今の話とも関連しますけれども、外務省の中にも、地域連携室という部屋をつくりました。これは、外務省が最も知らないのは、実は日本の国の地方であり、我々、出先部署をあまり持っておりませんので。ただ、地方連携室という部屋をつかって、先日も各都道府県の代表の方と議論をいろいろさせていただきました。そういうときに、例えば、海外からの投資の誘致、あるいはその企業が外国に投資したい。あるいは、ここにも書いてあるとおり、農産物の輸出をしたいというときに、私どもとしてもいろいろお手

伝いすることは多々あるのではないか。外国から毎日のように要人が訪れますけれども、そこで出す食事というものの、和食にするということは当然としても、では、これはどこの米だと。この米は、こうしたらおいしいというようなPRにも意を用いて行く。それから、最近ですと、海外での我々の大使公邸でのレセプションなどにも、これは先ほどの検疫にひっかかって、持っていけるものに限りがあるのですが、果物とか、肉とか、米を持って行って、そこで召し上がっていただくということ。こういうのはすべて、やる気と工夫があれば出来ることだと思っておりますので、そういうことを引き続き維持して、小さいことかもしれませんが、やっていきたいと思っています。

○森地計画部会長　そのほか、いかがでしょうか。

○西村委員　今のアジア・ゲートウェイに関連したお話なのですが、今のは割合、農産物だとか、商品に関わることですけれど、大きな物流に関わるようなこともありますね。我々、今、この国土形成計画を考えていると、物流で港と港だとか、そういう流れの中で、どういう形で支援していかけるかというようなことを議論していると思うのですが、そういうふうな面で、外務省として何かサポートするというか、考えていらっしゃるかがおありでしょうか。

○外務省経済局政策課長　特に9. 11の後、テロと貿易・流通の両立というものが随分叫ばれていて、そういう意味では、9. 11から5年経ちまして、随分ICタグの話とか、進んでいる部分もあると思います。ただ、テロ対策というものの要請と、それから、スムーズ・円滑な物流というものの両立というものにつきましては、国土交通省や経済産業省の交渉とともに、私どもも参加して、当然、そこは円滑な物流というものを維持したいということは思っています。

それから、例えば、航空の面でございますけれども、最近航空交渉というものが——すいません、私も詳しくはないのですが、特に私どもからは羽田の国際化、国土交通省が一所懸命やっていただけで、それで、いろいろな滑走路の拡充などにもご苦労しながらも頑張っておられるということは承知しておりますけれども、ぜひ、そういう意味では、羽田の拡充、それから、アジア路線のスロットの拡大というものの、これが、まさにここにも書いてある日帰り圏とかに結びつく。そういうときに、国交渉となれば、私どもも参加させていただく場面がございます。あとは、より高いレベルで、閣僚級などが経済対話というものをを行うときに、そういう私どもも高いレベルで、この物流に意を用いた要求ということをやらせていただきたいと思います。

○森地計画部会長　ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、これまでにさせていただきたいと思えます。外務省の方には、大変お忙しい中、ありがとうございました。

(3) その他

最後に、当部会の今後のスケジュール（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鳥飼国土計画局総合計画課長　ご説明申し上げます。資料5、1枚紙でございます。

計画部会の当面のスケジュール（案）でございます。次回は、11月30日2時から予定しておりますが、以降、4回にわたって、第2回から第5回の関係府省庁ヒアリングを実施させていただきたいと考えております。ちなみに次回は、都市再生本部・中心市街地活性化本部、それから、文部科学省、厚生労働省にお願いをしているところでございます。その後、立て続けでございますが、12月、1月と、しばらく毎週連続するような開催となりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○森地計画部会長　11月30日は、三田共用会議所。

○鳥飼国土計画局総合計画課長　はい、三田共用会議所でございます。

○森地計画部会長　どうもありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上でございます。予定の時間となりましたので、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。最後に、今日、定足数がお二人足りませんでしたので、扱いとしては懇談会ということにさせていただきたいと思います。

それから、終わりにあたりまして、事務局から連絡事項等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○山本国土計画局総務課長　ご連絡いたします。本日はどうもありがとうございました。次回の計画部会につきましては、今申し上げましたように、来週30日木曜日の午後2時から三田の共用会議所で開催させていただきます。

なお、本日の会議は懇談会として取り扱わせていただくことになりましたが、議事録につきましては、通常の部会と同様の扱いとさせていただきます。

また、本日お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りさせていただきます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

○森地計画部会長　どうもありがとうございました。

閉　　会